



富士見市介護保険施設等

従事者慰労金申請の手引き

令和3年3月

富士見市高齢者福祉課

富士見市介護保険施設等従事者慰労金申請の手引き

1 事業の概要

新型コロナウイルス感染症の影響下で、最大限の感染症対策を継続的に行いながら従事している市内の介護保険施設等の従事者に対し、**1人につき3万円**の慰労金を支給します。

(1) 「市内」とは

対象となる事業所は、富士見市内に住所を有している事業所となります。富士見市から介護保険法上の「指定」を受けていたとしても、他市町に所在する事業所は対象となりません。なお、従事者の住民登録地は問いません。

(2) 「介護保険施設等」とは

富士見市介護保険施設等従事者慰労金給付事業実施要綱第2条別表に掲げるサービスを提供している事業所です。一部対象とならないサービスタイプがありますので、ご注意ください。

(3) 「従事者」とは

従事者とは、直接雇用されているだけでなく、派遣契約や委託契約に基づいて従事している方も含めます。慰労金の支給を受けることができる対象者は、「令和3年1月8日（2回目の緊急事態宣言の始期）から令和3年3月31日まで継続して従事者であること」、「この期間中に通算して10日以上勤務していること」、のどちらも満たす方となります。なお、契約に基づかないボランティアは対象外となります。

①「継続して従事者」とは

「令和3年1月8日時点」及び「令和3年3月31日時点」の双方で従事者であったことが必要となります。このため、期間中における新規入職者や途中退職者は対象外となります。（1月8日付けの入職者、3月31日付けの退職者は対象となります。）

②「10日以上勤務」とは

対象期間中に、10日以上、事業所又は利用者宅への出勤を伴う勤務（勤務時間は問わない）を行った場合に対象となります。また、テレワークや有休休暇（産休・育休・病休を含む）は勤務日として含めません。

③その他

- ・利用者との直接の接触があったか否かは問いません。（①②を満たせば、管理者、施設長、事務職員、調理員、清掃員、運転手等、介護事業所等における全ての従事者が対象となります）
- ・雇用形態（常勤・非常勤）や資格の有無、及び1日あたりの勤務時間は問いません。
- ・設備（電気、ガス、消防、警備等）の点検、施設の修繕、樹木等の維持管理等の業務については、介護従事者と見なせないため、対象外となります。
- ・慰労金の支給は、1人につき1回に限ります。

2 交付申請から支給までの流れ

交付申請は各従事者ごとに行い、支給も各従事者の個人口座に振り込みますが、申請書の取りまとめを、勤務する事業所ごとに行っていただきます。また、派遣労働者及び委託労働者の申請書取りまとめについても、派遣元（委託先）事業所ではなく、派遣先（委託元）事業所において行ってください。

申請から交付までの流れ

- (1) 従事者への制度周知、申請書類の配布（事業所）
↓ ↓
- (2) 従事者の申請書類取りまとめ（勤務証明書への押印）（事業所）
↓ ↓
- (3) 順次審査を行い、交付決定通知発送・慰労金振込（市）

3 交付申請の手続き

(1) 従事者への制度周知、申請書類の配布

交付申請書及び制度周知用チラシを、慰労金の支給対象となる従事者へお渡しいただくとともに、本事業の周知を行ってください。（市ホームページからもダウンロード可能）

(2) 従事者の申請書類取りまとめ（勤務証明書への押印）

- ①従事者からの申請書類を取りまとめてください。なお、申請書には、事業所による勤務証明欄がありますので、支給対象となる従事者から申請書の提出があった際には、勤務証明欄に記入・押印をお願いします。（法人印でも事業所印でも可）
- ②申請書類は、令和3年4月1日以降からお受けします。（郵送・窓口どちらも可）
- ③提出の際には、申請書類と一緒に「（参考様式）交付申請者一覧」をご提出ください。（後日申請の有無を確認するため）
- ④従事者に対し、事業所において期日を決めて申請書類の提出を求めてください。期日までの提出がなかった場合には、従事者個人から直接申請書を市に提出いただいて結構です。ただし、個人での申請となる場合でも、勤務証明欄への記入・押印は必要となりますので、対応のほどよろしくお願いします。
- ⑤事業所取りまとめの申請書類の締め切りは令和3年5月31日（月）、個人で提出する場合の締め切りは、令和3年6月30日（水）となります。なお、7月1日以降については、申請書類の提出を受け付けできませんので、ご注意ください。

(3) 順次審査を行い、交付決定通知発送・慰労金振込

市は、申請書類を審査し、各従事者へ交付決定通知を発送するとともに慰労金を指定口座に振り込みます。振込日は、交付決定通知発送の約2週間後となります。

4 申請及び問合せ先

富士見市健康福祉部高齢者福祉課地域包括ケア係

電話番号 049-252-7107 ファックス番号 049-251-1025

電子メールアドレス fukushi@city.fujimi.saitama.jp

資料のダウンロード先

市ホームページ（トップ→健康・福祉・医療→高齢者福祉→介護保険施設等従事者慰労金）

5 Q&A

- Q1 在籍状況や勤務実態について、雇用契約書や出勤簿などの確認書類の添付は不要か？
- A1 添付は不要ですが、雇用契約書や出勤簿等を確認させていただく場合があります。
- Q2 勤務証明書欄は、手書きでなければならないか？
- A2 スタンプや印字等でも可です。住所や電話番号等が印字されても問題ありません。
- Q3 慰労金は非課税か？
- A3 非課税所得となります。
- Q4 昨年中に慰労金を受給しているが対象となるのか？
- A4 市独自の慰労金支給事業となるため、対象となります。
- Q5 同一法人で雇用されていますが、出勤する事業所がその日によって違います。対象となるか？
- A5 富士見市内の事業所に10日以上勤務していれば対象となります。
- Q6 富士見市内での開業（事業所指定）は令和3年2月1日ですが、対象となりますか？
- A6 対象期間中の開始や廃止は対象外です。（令和3年3月31日付けの廃止は対象です）
- Q7 訪問看護事業所で、医療保険と介護保険それぞれのサービスを提供しています。対象期間中に介護保険サービスを提供していないが対象となるか？
- A7 対象期間中に10日以上介護保険サービスを提供していない場合は対象外です。